

令和6年度 農地中間管理事業 事業計画

公益財団法人やまぐち農林振興公社
(山口県農地中間管理機構)

1 農地集積目標

県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標」の実現に向け、担い手への農地集積目標を「2, 280ha」とする。

2 事業の実施体制

(1) 事業推進体制の強化

地域に密着した農地集積推進員をきめ細かく配置するとともに、機構本部職員との情報交換を密にした推進体制を強化する。

(2) 関係機関との連携強化

地域の話し合いを基に、市町において策定される地域計画の実現に向けて、市町、農業委員会、JAグループ、土地改良区、農林水産事務所等、関係機関と緊密な連携を図りながら事業を重点的に推進する。

3 事業推進のための重点的な取組

(1) 地域計画に基づく事業の着実な推進（市町との連携）

計画策定等に向けた地域での話し合いの場に積極的に参加するとともに、地域計画の区域を事業の重点実施区域とし、計画に沿って担い手への農地の集積・集約化を着実に実行する。

(2) 農業委員会との連携

担い手や農地に関する意見交換・情報共有に努め、農業委員や農地利用最適化推進委員と機構の農地集積推進員との協働・連携をさらに強化する。

(3) 農地整備事業との連携

地域計画の策定に向けた協議を通じ、事業導入に向けた連携を行うとともに、事業実施地区においては、工事の進捗状況に応じた集積が図られるよう、土地改良団体等との連携の下、一体的かつ効果的な事業を実施する。

(4) 遊休農地並びに所有者不明農地の解消及び活用

地域計画の区域内に存在する遊休農地や所有者不明農地については、関係機関と連携して、国の遊休農地解消緊急対策事業や農地法第41条に基づく知事裁定を活用し、遊休化等を防止・解消して、担い手への集積を促進する。

(5) 事務手続きの改善

申請処理の円滑化と出し手・受け手の負担軽減に資するため、事務処理の簡略化を進め、関係書類のPDF化や事務処理システムの改善等を行うとともに、国の整備する農地情報システムの有効活用を図る。

(6) 賃借料の徴収並びに支払いに関する適正執行

事業の進展に伴い増加する農地の賃借料に関して、担い手からの徴収並びに地権者への支払い事務を確実に執行するため、地権者や担い手の情報を常に最新のものとなるよう、関係機関の協力得ながら、適正な情報の入手に努める。